

規 則

住居手当に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和三年四月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇四八

住居手当に関する規則の一部を改正する等の規則

(住居手当に関する規則の一部改正)

第一条 住居手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―二九九)の一部を次のように改正する。

第十二条を削る。

(令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則の廃止)

第二条 令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一〇三二)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。